

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 3 9 - 1 号線 道路防災工事 (建設部 土木課)
工 事 場 所	佐久市 安原 内堀 地区
工 事 概 要	道路防災工事 舗装工 L = 1 0 0 . 0 m W = 5 . 0 0 ~ 6 . 2 0 m A = 5 8 8 m ²
工 期	契約日から令和 9 年 2 月 1 0 日まで
備 考	・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 ・一抜け方式を適用する（本工事を第 2 順位とする。）。 《対象工事》 ①令和 8 年度 過疎対策事業 市道 6 6 - 5 号線 舗装補修工事 （佐久市 協和 上合ノ沢 地区） ②令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 3 9 - 1 号線 道路防災工事 （佐久市 安原 内堀 地区）

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・舗装工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件（1）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市北部地区（浅間・東・浅科・望月）として登録されていること。

(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
---------	--

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和 8 年 9 月 9 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和 8 年 9 月 9 日（水）から 令和 8 年 9 月 14 日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。
設計図書等の入 手	令和 8 年 9 月 9 日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和 8 年 9 月 10 日（木）から 令和 8 年 9 月 15 日（火）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）。) ・発注課（建設部 土木課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 9 月 17 日（木）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和 8 年 9 月 18 日（金） 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 29 日（火） 午後 5 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和 8 年 10 月 1 日（木） 午後 3 時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和 8 年 10 月 1 日（木） 午前 8 時 30 分から	・佐久市役所 7 階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認 申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正〈R7.12.12付け〉に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

・本工事の入札は一抜け方式を適用し、対象工事、入札順序及び落札決定順位は、下記一覧表のとおりとし、取扱いは次のとおりとします。

- (1) 先順位の工事で落札候補者となった場合、入札した次順位以降の対象工事の入札書は、無効とします。
- (2) 一抜け方式の対象工事のうち、先順位の入札において落札（候補）者がいない場合、又は中止となった場合であっても、次順位以降の入札は執行します。
- (3) 一抜け方式の対象工事のうち、一部の入札において設計価格に修正を要する不備が判明し、入札を中止又は取り止めた場合であっても、その他の入札については、そのまま事務を進めます。
- (4) 一抜け方式による当初入札において、落札（候補）者がなく、又は中止等となったことにより再度入札を行う場合は、当初入札における一抜け方式対象工事を対象とした一抜け方式を採用します。この場合は、当初の一抜け方式対象工事の落札者は、再度入札に参加できません。

一抜け方式対象工事一覧表

入札順序及び 落札決定順位	工事名	工事場所
第1順位	令和8年度 過疎対策事業 市道66-5号線 舗装補修工事	佐久市 協和 上合ノ沢 地区
第2順位	令和8年度 緊急自然災害防止対策事業 市道39-1号線 道路防災工事	佐久市 安原 内堀 地区

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056）	TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部土木課 （佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267-62-3302（直通）